

有料公園施設の利用許可に係る使用料の 減免に関する事務取扱要綱

(平成 7 年 3 月 27 日建設局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市都市公園条例（昭和 40 年仙台市条例 32 号。以下「条例」という。）第 15 条及び仙台市都市公園条例施行規則（昭和 41 年仙台市規則第 22 号。以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、条例別表第 6 及び第 7（水の森公園キャンプ場のシャワー並びに青葉山公園仙臺緑彩館の交流体験ホール及び和室を除く）並びに規則別表第 5（仙台スタジアム、卸町東二丁目公園野球場、卸町東二丁目公園庭球場及び馬術場の設備を除く）に定める施設及び設備（以下「有料公園施設等」という。）の使用料（以下「施設使用料」という。）の減免に関する事務の取扱いについて、他に別の定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(H17. 6 除く規定の追加に伴う改正)

(R3. 3 改正)

(R6. 3 条例別表第 7 及び規則別表第 5 の除外施設を追加)

(R8. 2 規則別表第 5 の除外施設を追加)

(減免の基準)

第 2 条 施設使用料を減免することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、減免することができる額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 公共団体又は公共的団体が行う公益的な事業としての利用であり、その事業が仙台市の事業に寄与すると認められるものである場合には、その施設使用料の全額
- (2) 社会福祉を主たる目的とする公益的な事業としての利用であり、その事業が仙台市の主催又は共催である場合には、その施設使用料の全額
- 2 前項に定めるもののほか、有料公園施設等を次の各号に定める者が利用する場合（専用利用を除く）には、その者と介護人 1 名の施設使用料の全額を減免することができる。
 - (1) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定に基づき療育手帳を交付されている者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定に基づき身体障害者手帳を交付されている者
 - (3) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき戦傷病者手帳を交付されている者
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき被爆者健康手帳を交付されている者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳を交付されている者
 - (6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条に規定する児童発達支援センタ

ーに通所している児童等

- 3 前二項に定めるもののほか、有料公園施設等（野外音楽堂、仙台市野草園（以下「野草園」という。）、仙台市八木山動物公園（以下「動物公園」という。）及びキャンプ場を除く）をスポーツ振興を主たる目的とする公益的な事業として利用し、仙台市の事業に寄与すると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、その施設使用料について当該各号に定める額を減免することができる。
 - (1) 仙台市が主催又は共催するスポーツ大会及び行事の場合には、その施設使用料の全額
 - (2) 仙台市スポーツ協会、仙台市学区民体育振興会連合会、仙台市スポーツ推進委員協議会、仙台市レクリエーション協会及び仙台市マイタウンスポーツ活動推進協議会に加盟する団体が主催する行事で、区規模以上で行われる仙台市内の小学生、中学生又は中等教育学校の前期課程生徒（以下「小中学生等」という。）の大会である場合には、その施設使用料の全額
 - (3) 仙台市が後援を行う障害者スポーツ大会で、区規模以上のものである場合には、その施設使用料の全額
 - (4) 仙台市が後援を行うスポーツ大会で、区規模以上のものである場合には、その施設使用料の半額
 - (5) 前項第1号から第6号のいずれかに該当する者が、運動目的として専用利用する場合で、その者の人数が当該使用に係る全体の人数の4分の1以上であるときには、その施設使用料の半額
- 4 前三項に定めるもののほか、有料公園施設等のうちキャンプ場を小中学生等（これらに相当すると認められる外国人を含む。）及び6歳以下の者を主体とする団体が専用利用する場合は、その施設使用料の全額を減免することができる。
- 5 前四項に定めるもののほか、有料公園施設等のうち体育館の体育室又はトレーニング室、パークゴルフ場、パークゴルフ練習場又は壁打ちコートを利用する者が、仙台市杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカード事業実施要綱（平成15年3月24日市長決裁）の規定により杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカードの交付を受けた者であるときは、その者の利用回数が同要綱第6条第2項の累積利用回数に該当するときに限り施設使用料の全額を減免することができる。
- 6 前五項に定めるもののほか、有料公園施設等のうち壁打ちコートを団体利用する者が七北田公園庭球場を大会利用する者である場合には、その施設使用料の全額を減免することができる。
- 7 前六項に定めるもののほか、有料公園施設等のうち野草園又は動物公園を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の施設使用料のうち当該各号に定める額を減免することができる。
 - (1) 本市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する満65歳以上の者については、全額
 - (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）別表第1の4の表に定める留学の在留資格を持つ者のうち、市内に在留する者若しくは市内に所在する同表

- 留学の項に定める教育機関に在籍する者（以下「外国人留学生」という。）及び同伴するその家族で同表に定める家族滞在の在留資格を持つ者については、全額
- (3) 次の各要綱等のいずれかの規定によりパスポートの交付を受けた小中学生等が当該各要綱等に定める対象日又は対象期間に入園する場合については、全額
- イ どこでもパスポート実施要綱（平成 14 年 1 月 4 日仙台都市圏広域行政推進協議会決定）
 - ロ A Z 9 パスポート事業実施要綱（平成 14 年 10 月 4 日仙南地域広域行政事務組合制定）
 - ハ ゆうゆうパスポート事業実施要綱（平成 16 年 2 月 13 日石巻地区広域行政事務組合制定）
 - ニ 大崎ゆめっこパスポート事業実施要綱（平成 15 年 10 月 7 日大崎地域広域行政事務組合制定）
 - ホ 登米ジュニアパスポート事業実施要綱（平成 16 年 2 月 4 日登米地域広域行政事務組合制定）
 - へ 気仙沼・本吉地域社会教育施設共通フリー・パスポートの発行（平成 17 年 2 月 10 日気仙沼・本吉地域広域行政事務組合理事会決定）
 - ト 栗原グリーンパスポート事業実施要綱（平成 18 年 1 月 24 日栗原市施行）
- (4) 仙台市乗合自動車運賃条例施行規程（平成 22 年仙台市交通局規程第 1 号）第 18 条第 3 号に規定する一日乗車券、仙台市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 62 年仙台市交通局規程第 10 号）第 2 3 条第 4 号に規定する一日乗車券又は仙台市乗合自動車運賃条例（平成 22 年仙台市条例第 4 号）第 9 条及び仙台市高速鉄道運賃条例（昭和 62 年仙台市条例第 13 号）第 5 条の規定に基づき仙台市交通事業管理者が発行する共通乗車券（以下「一日乗車券等」という。）を利用する者については、個人利用に係る使用料と団体利用に係る使用料との差額
- (5) 仙台まるとパス運営協議会が発行する「仙台まるとパス」のクーポンを利用する者及び「SENDAI AREA PASS」を利用する者については、個人利用に係る使用料と団体利用に係る使用料との差額
- (6) 規則第 6 条第 1 1 項に規定する教材利用団体として利用する場合には、その施設使用料の全額
- (7) 次のいずれかに該当し使用料を徴収しないことが相当であると認め交付した招待券を使用する場合には、その施設使用料の全額
- イ 本市緑化事業に貢献した者又は緑化普及等を目的とした本市主催のコンクール等に入賞した者
 - ロ 施設の使用許可を受けた後に、不可抗力による臨時閉園などにより施設を使用することができなかった者
- 8 前七項に定めるもののほか、有料公園施設等のうち次の各号に掲げる施設については、それぞれ各号で定める日に施設を利用する者の施設使用料の全額を減免することができる。
- (1) 動物公園においては、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2

条に規定するこどもの日及び開園記念行事実施の日（小中学生等が当該施設を利用する場合に限る。）

(2) 野草園においては、国民の祝日に関する法律第2条に規定するみどりの日及びこどもの日（こどもの日については、小中学生等が当該施設を利用する場合に限る。）

9 前八項に定めるもののほか、有料公園施設等のうち動物公園を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設使用料のうち当該各号に定める額を減免することができる。

(1) 次のいずれかの施設等が、その施設等に入所又は通所している者のために動物公園を利用する場合には、全額

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く）、児童福祉法第6条2の2第2項に規定する児童発達支援を提供する事業所、又は同条2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを提供する事業所

ハ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設又は同条第3項に規定する更生施設

ニ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条の特別支援学校

ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第27項に規定する地域活動支援センター

ヘ 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム

ト 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設

チ 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を提供する事業所

(2) 公益財団法人仙台観光国際協会が発行する文化観光施設割引券を使用する場合については、個人利用に係る使用料と団体利用に係る使用料との差額

10 第3項第5号の規定にかかわらず、有料公園施設等のうち庭球場を第2項第1号から第6号のいずれかに該当する者が利用する場合で、その者の人数が当該使用に係る全体の人数の4分の1以上であるときには、その者1名につき1面分の使用料全額

11 前各項の規定にかかわらず、建設局長又は区長が適当と認める場合には、建設局長又は区長が定める額を減免することができる。

（H14. 3 第2項第4号～第5号、第3項第1号～第2号追加）

（H14. 10 第2項第5号、第3項第2号改正）

（H15. 4 第2項第4号改正、第4項追加）

（H15. 7 第5項追加）

（H16. 4 第1項第11号追加、第2項改正）

（H17. 6 第1項第1号～第7号改正）

(H18. 3 第1項第11号改正, 第2項第4号改正, 第4項～第5項改正)

(H19. 3 第1項第7号イロハニヘトチ改正, 第7号リヌル追加, 第12号改正, 第13号追加
第4項水泳プール削除)

(H27. 12 第1項第9号改正, 第2項第6号改正)

(R3. 3 第1項, 第2項改正)

(R6. 3 第4条から第2条へ改正, 第1項～第5項改正により第6項～第10項追加)

(R8. 2 第2項第5号, 第5項改正, 第7項第7号, 第10項挿入)

(減免の除外)

第3条 前条の規定にかかわらず, 第2条第1項第1号, 第2号, 第3項各号又は第6項のいずれかの場合であって, 次の各号のいずれかに該当するときは, 減免の申し込みができない。

- (1) 主催者が利益を得ることとなる使用をするとき
- (2) 当該使用について仙台市から減免以外の経済的援助を受けているとき
- (3) 観客等から入場料を徴収するとき

(R6. 3 第2条第3項を削除し新設)

(減免申込み手続き)

第4条 規則第10条第2項に規定する使用料減免申込書は様式第1号のとおりとし, 減免を受ける資格を証明する資料を添付し提出するものとする。

2 規則第10条第2項ただし書きにより市長が使用料減免申込書の提出を必要としない事由があると認める者とは, 第2条第2項, 第4項から第8項, 第9項第2号又は第10項に規定する場合に減免を受ける者とする。

3 前項に掲げる者は, 施設を使用する際に次の各号に掲げる証明書類等を係員に提示又は提出しなければならない。ただし, 第2条第7項第6号に該当する場合は規則第6条第11項に規定する教材利用団体入園申込書の提出を持って減免申請に代えるものとし, 教材利用団体入園申込書は様式第2号のとおりとする。

- (1) 第2条第2項第1号から第5号に該当する場合は第2項第1号から第5号に掲げる手帳又はこれに類するもの
- (2) 第2条第2項第6号に該当する場合は障害福祉サービス受給者証
- (3) 第2条第4項に該当する場合は年齢が確認できるもの
- (4) 第2条第5項に該当する場合は杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカード
- (5) 第2条第6項に該当する場合は, 庭球場を利用する大会参加者であることがわかるもの
- (6) 第2条第7項第1号に該当する場合は健康保険証, マイナンバーカード等利用者の住所と年齢がわかるもの
- (7) 第2条第7項第2号に該当する場合は当該外国人留学生の在籍する教育機関の発行する学生証その他当該教育機関に在籍することを証する書類及び法務省出入国在留管理庁の発行する在留カード

- (8) 第2条第7項第3号に該当する場合は交付されたパスポート
- (9) 第2条第7項第4号に該当する場合は当該乗車券
- (10) 第2条第7項第5号のうち「仙台まるごとパス」に該当する場合は当該乗車券及び当該クーポン券,「SENDAI AREA PASS」に該当する場合は当該乗車券
- (11) 第2条第7項第7号に該当する場合は当該招待券
- (12) 第2条第8項1号に該当する場合及び同項2号のこどもの日の利用に該当する場合は,年齢が確認できるもの
- (13) 第2条第9項第2号に該当する場合は文化観光施設割引券
- (14) 第2条第10項に該当する場合は第1号又は第2号に定めるもの

(H14. 3 第4条への追加に伴う改正)

(H18. 3 第4条への追加に伴う改正) -

(R3. 3 改正)

(R6. 3 第2条から第4条へ改正, 第1項~第3項改正)

(R8. 2 , 第2項, 第3項各号改正, 第3項11号挿入)

(決定通知)

第5条 前条第1項の規定による使用料減免申込書の提出があった場合は,これに基づいて審査し,その結果を速やかに有料公園施設使用料減免決定書(様式第3号)により減免申込者に通知するものとする。

(R6. 3 新設)

(標準処理期間)

第6条 減免の決定をするまでの標準的な処理の期間は,次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 減免の申込みが,第3条第1項に定める使用料減免申込書の提出を必要とするものである場合は,14日(土曜日,日曜日,国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)
- (2) 前号に関わらず,減免の申込みが第4条第2項に定めるものの提示又は提出による場合は,即時

(H14. 3 第2項に馬術場追加)

(H17. 6 第2項にキャンプ場及び規則別表第5追加)

(H18. 3 第2項に野球場,庭球場及び運動広場追加)

(H19. 3 第2項の水泳プール削除,壁打ちコート追加)

(R3. 3 改正)

(R6. 3 第3条から第6条へ改正,第1項改正)

(実施細目)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については,建設局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 7 年 11 月 27 日改正）

この改正は、平成 7 年 12 月 1 日から実施する。

附 則（平成 8 年 3 月 21 日改正）

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 8 年 7 月 8 日改正）

この改正は、平成 8 年 7 月 8 日から実施する。

附 則（平成 9 年 5 月 27 日改正）

この改正は、平成 9 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成 9 年 8 月 25 日改正）

この改正は、平成 9 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（平成 10 年 7 月 31 日改正）

この改正は、平成 10 年 8 月 1 日から実施する。

附 則（平成 10 年 10 月 6 日改正）

この改正は、平成 10 年 10 月 15 日から実施する。

附 則（平成 11 年 3 月 15 日改正）

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日改正）

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 14 年 10 月 9 日改正）

この改正は、平成 14 年 10 月 9 日から実施する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 15 年 7 月 1 日改正）

この改正は、平成 15 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日改正）

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日改正）

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 17 年 6 月 27 日改正）

この改正は、平成 17 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日改正）

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日改正）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 12 月 4 日改正）

（施行期日）

1 この改正は、平成 27 年 12 月 6 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2項第6号の規定は、この要綱の改正の日以後に適用し、同日前に発行された一日乗車券等に係る同号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月22日改正）

この改正は令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この改正は令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月27日改正）

(施行期日)

- 1 この改正は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行の際、現にあるこの改正による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和8年2月2日改正）

(施行期日)

- 1 この改正は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 第2条第3項第5号及び同条第10項の規定は、この要綱の改正の日前に許可する使用(令和8年4月1日以後の使用に係るものに限る。)についても適用する。
- 3 この改正の施行の際、現にあるこの改正による改正前の様式については、当分の間これを取り繕って使用することができる。